

## 「埼玉県学校教育情報化推進計画（案）」に対する御意見と県の考え方

### 1 意見募集期間

令和6年8月13日（火）～令和6年9月12日（木）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

8者（個人7、団体1）から29件

（内訳）

| 区分    | 人数 | 意見件数 |
|-------|----|------|
| 郵送    | 0  | 0    |
| F A X | 0  | 0    |
| 電子メール | 8  | 29   |
| 合計    | 8  | 29   |

### 3 意見の反映状況

| 区分                            | 意見件数 |
|-------------------------------|------|
| A 意見を反映し、案を修正したもの             | 0    |
| B 既に案で対応済みのもの                 | 2    |
| C 案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの | 14   |
| D 意見を反映できなかったもの               | 8    |
| E その他                         | 5    |
| 合計                            | 29   |

| 番号 | 大項目        | 中項目                             | 小項目       | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方   | 反映状況 |
|----|------------|---------------------------------|-----------|---|-----|---|------|
| 1  | 第1章        | -                               | -         | 以下、下線を追加<br>(2)計画の目的<br>児童生徒の確かな学力や豊かな心を育成するため、「教科指導における情報通信技術の活用」「情報教育」「校務の情報化」の3つの側面から、教育の質を向上させること。ICTを効果的に活用し、児童生徒の学力向上につなげること。<br>(※理由：計画の目的が明記されていないことは目的を見失ったり逸脱する恐れがある。目的は、上位法に位置付けられているということであったとしても、子どもたちの「学力の向上」という目的を逸脱するような、ICT活用を目的化する事態が懸念されることから、きちんと明記すべき。)                                | 1   | 埼玉県学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、本県の学校教育の情報化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであることを第1章(1)計画策定の趣旨に記載しています。<br>そのうえで、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指すこととし、さらに、第3章基本方針において、児童生徒が問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、判断して行動し、他者と協働して持続可能な社会の創り手となるよう、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進する必要があることを示し、4つの基本方針の下で、学校教育の情報化を推進することを明記しました。 | B    |
| 2  | 第2章        | (2)教員の指導力                       | -         | 3段落目を下線のように修正<br>「これまでも、…ICT活用の意義に対する理解や適切な活用に向けて状況にばらつきが生じないよう取り組む必要があります。」<br>(※理由：教員の適切な指導のもとでは、ICTの「活用状況にばらつき」は当然あり得る。大切なことは、教員の専門性に基づく「ICTの適切な活用」でなければならない。)   | 1   | 県教育委員会では、自治体間や学校間、教員間でICTの活用状況に差が生じていることが課題であり、これに対応する必要があると考えているため、このような表現としています。  | D    |
| 3  | 第2章<br>第3章 | (3)環境の整備<br>基本方針3<br>ICT活用環境の整備 | (基本方針の説明) | 埼玉県学校教育情報化推進計画の下記の『』部分の文言を削除すること。<br>「整備」という言葉を使うと、県が調達したような印象を与えるので、適切でない。<br>どうしても「整備」という言葉を使うのであれば「により整備していただくこと」「を整備していただくこと」とすること。原案では整備する県民に対して感謝が感じられない。<br>8ページ<br>高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、令和5年度から個人所有端末の活用『による整備』を学年進行で進めています。<br>14ページ<br>高等学校及び特別支援学校高等部の端末『の整備』については、個人所有端末の活用を基本としながら… | 1   | 生徒が使用するタブレット等の端末の整備については、県立高校に対する国の支援がない中、多額の財源が必要となることから、保護者負担により整備を進めています。<br>保護者の方々には一定の負担が生じることとなるため、県として、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な場合に備え、貸出用の端末を公費で整備しています。<br>加えて、県では、保護者負担軽減の観点から、端末の共同購入サイトを構築し、希望する学校が共同で端末を調達することで、スケールメリットによる端末の購入価格の軽減に努めています。  | D    |
| 4  | 第2章        | (4)推進体制と校務                      | -         | 3段落目「また、ICTの活用によって、事務作業を効率化し、校務の改善を図り、教職員の負担軽減を図ることが重要です。」は、非常に重要。特に、「校務DX」の推進は、教職員の負担軽減が目的である。このことを、特に強調するべきである。<br>(※理由：「校務DX」を、強制することにより、新たな負担が生じることが想定されることから、目的を逸脱しないよう、各職場で共通理解を図りながら丁寧に、負担軽減に繋がる「校務DX」の推進に努める必要がある。)   | 1   | ICTの活用の目的は、教職員の負担軽減を図ることも重要ですが、計画策定の趣旨にも述べたとおり、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指すものです。<br>いただきました御意見については計画を推進していく中で参考にさせていただきます。   | C    |

| 番号 | 大項目        | 中項目                             | 小項目                          | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方  | 反映状況 |
|----|------------|---------------------------------|------------------------------|---|-----|--|------|
| 5  | 第3章        | 前文                              | —                            | 学校教育に最も必要なのは人と人とのつながりであり、人と人との関わりから見えてくる教職員の深い子ども理解が学校教育すべての基盤です。「ツール」として校務におけるデジタル化をするのであれば、「単なる技術の導入」でいいでしょう。「先端技術の活用を前提とし」とあることに、違和感を覚えます。しっかり効果が検証され十分環境が整えられたうえで必要な技術として取り入れることは否定しませんが、教育がICTなしではなりたないという前提の認識は間違っていると思います。                                   | 1   | 御意見として承りました。   | E    |
| 6  | 第3章        | 基本方針2<br>教員のICT<br>活用指導<br>力の向上 | (基本方針の説明)                    | 下線を追加。または、別項で、研修にあたっての留意事項として表記する必要がある。<br>・研修においては、教職員の専門性が発揮されるよう支援するとともに、本人が目的意識を持って取り組むことが重要であり、自主的・自発的な取組を奨励することが大切です。<br>(※理由：教員の研修は、教育公務員特例法から、その責務が規定され、本人が目的意識をもって自主的・自発的なものであることが大変重要である。その原則を、追加する必要がある。この項に入れ込むことが困難な場合は、別項に、研修にあたっての留意事項として明記するべきである。) | 1   | 学習指導要領を着実に実施し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するために、全ての教員がICTを活用して指導できるよう研修の充実を図ることが重要です。<br>引き続き、「教員の資質向上のための研修の充実」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。   | C    |
| 7  | 第3章        | 基本方針2<br>教員のICT<br>活用指導<br>力の向上 | (基本方針の説明)                    | ぜひ各校にICT専門員を教職員の定数とは別で加配してください。毎日来ていただくことが理想ですが、最低限度の手立てとして、1人の専門員が数校を掛け持ちし、1校に週1～2日来るという体制でも構いません。各校への専門員の配置を計画として明記してください。  | 1   | 学校での日常的なICT活用を支援するため、パソコンやネットワーク等の不具合に関する問い合わせやICT機器の授業での活用方法に関する相談に対して、委託業者やICT支援員などの外部人材によるヘルプデスクを開設するなど対応しております。  | D    |
| 8  | 第3章<br>第4章 | 基本方針3<br>ICT活用環<br>境の整備         | (基本方針の説明)<br>①ICT教育環境<br>の整備 | 下線を挿入<br>・高等学校及び特別支援学校高等部の端末の整備については、公費負担とすることをめざしながら、当<br>面は個人所有端末の活用を基本としながら、必要な貸出用の端末を整備するとともに、県立学校にお<br>けるICTの活用を、当たり前で日常的なものとするよう、安定した通信環境の整備等を目指します。<br>(※理由：小中学校では、1人1台端末は公費負担となっていることから、高等学校及び特別支援<br>学校高等部に関しても、ICT活用環境の整備という観点から、公費負担とするべきである。)           | 1   | 生徒が使用するタブレット等の端末の整備については、県立高校に対する国の支援がない中、多額の財源が必要となることから、保護者負担により整備を進めています。<br>保護者の方々には一定の負担が生じることとなるため、県として、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な場合に備え、貸出用の端末を公費で整備しています。<br>加えて、県では、保護者負担軽減の観点から、端末の共同購入サイトを構築し、希望する学校が共同で端末を調達することで、スケールメリットによる端末の購入価格の軽減に努めています。 | D    |

| 番号 | 大項目        | 中項目   | 小項目  | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方   | 反映状況 |
|----|------------|---|--|---|-----|---|------|
| 9  | 第3章<br>第4章 | 基本方針3<br>ICT活用環境の整備<br><br>基本方針1<br>児童生徒の<br>資質・能力<br>の育成 | (基本方針の説明)<br><br>③多様な教育的<br>ニーズを要する児<br>童生徒の学びへの<br>ICT活用の推進                         | そもそも学問の自由が保障されている中で、子どもたちが何をいつどのように学ぶか選ぶ権利、またそれを知られない権利もあると思います。学校教育として公の場で行われたものでも、これまでは（子どもたちにとって）“知らなかった”こと（たとえば心情など）がICTの導入によって知られてしまうのであれば、そこには最大限の配慮と注意が必要であり、教育データの扱いはその内容も含めて極めて限定的である・子ども自身の選択の余地があるべきだと思います。学問の自由の保障についても十分配慮する旨を記載してください。  | 1   | 1人1台端末を前提としたICTの活用により、これまでにない教育データの取得が可能となりつつあります。<br>従来からの教職員が子供との関わりの中で得る情報に加え、日々の学習等によって生じるデータを利活用することは、生徒の学びや教員の支援・指導の一助となります。<br>例えば、児童生徒の学習データ（スタディ・ログ）や生活・健康データ（ライフ・ログ）を活用し、児童生徒の個別最適な学びを充実させるほか、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応のための支援体制を充実させることなどが期待できます。<br>1人1台端末等を活用した教育データの利活用については、関係法令を遵守し、取り組んでまいります。   | D    |
| 10 | 第3章        | 基本方針4<br>ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進                             | (基本方針の説明)  | 教職員の多忙化を解消する手立てとしてICTの活用は否定しませんが、教員の「校務」には教育活動と密接なものがたくさんあります。単純に負担軽減のための校務の改善として効率化したことが、教育実践等に大きな影響を与え、教育力の低下につながるような、ICTの活用には十分な協議が必要だと思います。教育力の低下につながるようなこと十分注意するといった県の姿勢を計画に明記してください。また、多忙化が解消されてきた時間は、教職員が子どもたちと向き合う時間に使えるようにしてください。そのためにも、新たな仕事や研修等が入ってこないようし、教職員の数を増やしたり業務削減を進めることと同時で行ってください。  | 1   | ICTの活用に当たっては、「学校における働き方改革基本方針（埼玉県教育委員会・令和4年4月改定）」の目的である「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」ことを踏まえ、学校の特性や教職員の協働性に留意した適切な運用を行うことが重要です。<br>引き続き、「校務の改善」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。   | C    |
| 11 | 第4章        | 基本方針1<br>児童生徒の<br>資質・能力<br>の育成                            | ②情報活用能力を育成する教育の充実<br><br>③多様な教育的<br>ニーズを要する児<br>童生徒の学びへの<br>ICT活用の推進<br><br>④健康面への配慮 | 昨今は家庭・生活環境等の変化により幼少期から情報機器やネット環境に日常的にふれている子供及び大人が増えています。そうしたネットやICTに対する価値観、ライフスタイルの変化は、子供の教育、子育てにも少なからず影響があることと思います。P32でも計画の推進に当たっては、家庭、地域等の関係者や大人、これから親になる世代に対する情報リテラシー・モラル等に関する啓発・指導も必要となるのではないかと思います。<br>また、ネットやSNS等を利用している子供等について、肉体的・心理的な健康への影響（ネット依存等）の可能性について記載されていますが、過度にネットやSNS等を利用してしまふ子供を取り巻く要因（生活環境、人間関係、こころの健康等）の可能性もあると思います。学校現場だけでは対応しづらいケースもありますが、スクールソーシャルワーカーや相談員の配置、子供を対象にした相談窓口との連携や啓発など、子供の心理面での支えや悩みの相談等の受け皿の拡大や啓発することで、ネットの過度な利用等を未然に防ぎ、正しいリテラシー・モラルの定着に結びつくのではないのでしょうか。 | 1   | 児童生徒が情報リテラシーを持って社会に参画できるよう、家庭・地域・学校が連携して情報モラル教育を推進し、情報技術の利用に関する適切で責任ある規範意識や、情報を正しく安全に利用できる能力を育成することが重要です。<br>現在、県教育委員会では、家庭や地域向けにネット上の見守り活動から得られた情報を活用した啓発リーフレット「お子さんのスマートフォンだいじょうぶ？」等や、情報モラル等の現代的な課題を取り入れた道徳教育教材「彩の国の道徳『未来に生きる』」を、県ホームページに掲載するなどしています。<br>また、本計画案の基本方針1③「多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進」の主な取組として「オンラインによる教育相談の実施」を掲げているほか、児童生徒の抱える様々な悩みや不安等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、電話相談やSNS相談など相談体制の充実に取り組んでおります。<br>引き続き、家庭や地域、専門家などと連携し、「情報活用能力を育成する教育の推進」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。 | C    |

| 番号 | 大項目 | 中項目  | 小項目  | 御意見の内容   | 意見数 | 県の考え方   | 反映状況 |
|----|-----|--|--|--|-----|---|------|
| 12 | 第4章 | 基本方針1<br>児童生徒の<br>資質・能力<br>の育成   | ③多様な教育的<br>ニーズを要する児<br>童生徒の学びへの<br>ICT活用の推進  | <p>下線のように修正</p> <p>特別支援教育においては、児童生徒の持てる力を高め、障害による生活や学習上の困難を改善又は克服するため、各教科等における指導のほか、自立活動において発達と障害の特性に応じながらICTの活用を推進し、障害の特性に応じた教育の充実に取り組みます。<br/>(※理由：あくまでも「発達段階と障害の特性に応じ」たICT活用でなければ、教育が歪む結果になる。そのことが明確にわかる文章表現にするべき。)</p> <p>また、以下を追加</p> <p>教員と児童生徒の信頼関係を基礎にして行われる教育の特性を踏まえた上で、多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICTの活用を推進していきます。<br/>(※理由：特に、教育的ニーズを要する児童生徒に対する教育は、教員と児童生徒との信頼関係を基礎にして行われる教育の特性を踏まえた上でなければ成立しないから。)</p> | 1   | <p>児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてICTを活用することは重要であると認識しています。障害種に対応したICT活用事例の収集と共有を推進し、適切に活用することで、障害の特性に応じた教育の充実に取り組むことが重要と考えているため、このような表現としています。また、教員と児童生徒の信頼関係はあらゆる教育活動の基礎・基盤となるものと認識しております。多様な教育的ニーズを要する児童生徒に対する教育のみならず、埼玉県学校教育情報化推進計画に掲げる取組を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>   | C    |
| 13 | 第4章 | 基本方針1<br>児童生徒の<br>資質・能力<br>の育成   | ③多様な教育的<br>ニーズを要する児<br>童生徒の学びへの<br>ICT活用の推進  | <p>経験の浅い若い教職員が増えている特別支援学校において、安易に動画を見せたり学習アプリを一律・機械的に使用するような授業が散見されます。ぜひ「障害の特性に応じた」教育の充実をどう実現するか、P.20にもあるよう実践例の紹介の際にはしっかりと研究されたものを現場に示していただきたいと思えます。同時に、実践例はあくまでも一例であり、そもそも障害種や障害名が同じでも子どもひとりひとりの特性は違いますので、実践例がそのまま実践できるものではないことをしっかり周知していただきたいです。</p>   | 1   | <p>特別支援教育においては、児童生徒の障害の特性に応じて教育を行うことが重要です。ICTを学びのツールとして適切に活用するとともに、障害種に対応したICT活用事例の収集と共有に取り組み、障害の特性に応じた教育の充実を推進します。引き続き、「多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>   | C    |
| 14 | 第4章 | 基本方針1<br>児童生徒の<br>資質・能力<br>の育成<br><br>基本方針2<br>教員のICT<br>活用指導<br>力の向上<br><br>基本方針3<br>ICT活用環<br>境の整備 | ③多様な教育的<br>ニーズを要する児<br>童生徒の学びへの<br>ICT活用の推進<br><br>③調査研究の推<br>進<br><br>③教育データの利<br>活用の推進 | <p>「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」に関する研究」の削除<br/>(※理由：端末を使ったデータによる子どもの「心の健康観察」（心の診断）は、子どもとの信頼関係を失ったり、誤診に繋がる危険性を持ち、反教育的になる可能性をもっている。大事なことは、子どもと直接接する教職員の子どもの心を読み取る専門性の育成であり、そのための少人数学級編成などの条件整備である。)</p>  | 1   | <p>1人1台端末を前提としたICTの活用により、これまでにない教育データの取得が可能となりつつあります。従来からの教職員が子供との関わりの中で得る情報に加え、日々の学習等によって生じるデータを利活用することは、生徒の学びや教員の支援・指導の一助となります。例えば、児童生徒の学習データ（スタディ・ログ）や生活・健康データ（ライフ・ログ）を活用し、児童生徒の個別最適な学びを充実させるほか、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応のための支援体制を充実させることなどが期待できます。1人1台端末等を活用した「心の健康観察」についても、生徒指導上の課題への対応の参考とするための取組として研究してまいります。</p> | D    |

| 番号 | 大項目 | 中項目                             | 小項目                     | 御意見の内容   | 意見数 | 県の考え方  | 反映状況 |
|----|-----|---------------------------------|-------------------------|--|-----|--|------|
| 15 | 第4章 | 基本方針2<br>教員のICT<br>活用指導<br>力の向上 | ①教員の資質向上のための研修の充実       | 下線を追加<br>なお、研修は、本人が目的意識を持って取り組むことが重要であり、自主的・自発的な取組を奨励することが大切です。<br>(※理由：教員の研修に関する原則として、計画の中にも位置付ける必要がある。でなければ、この原則が蔑ろにされ、研修の必要のない教員にも研修の強制がおこり、深刻な多忙化に拍車を掛ける危険性がある。) | 1   | 学習指導要領を着実に実施し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するために、全ての教員がICTを活用して指導できるよう研修の充実を図ることが重要です。<br>引き続き、「教員の資質向上のための研修の充実」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。   | C    |
| 16 | 第4章 | 基本方針2<br>教員のICT<br>活用指導<br>力の向上 | ①教員の資質向上のための研修の充実       | 「時間の制約を超えて」できることが増えることで業務時間外にやることになってしまわないか心配です。そもそも今の業務が業務時間内にやりきれない（業務量が多い）現状です。   | 1   | 御意見として承りました。   | E    |
| 17 | 第4章 | 基本方針3<br>ICT活用環境の整備             | ①ICT教育環境の整備             | 端末の購入費は県が負担し個人負担としないでください。安価な値段で買える鉛筆やノートとは比較にならない高価なものを購入しなければ学びのスタートラインにもつけないという公教育の姿勢を正していただきたいです。  | 1   | 生徒が使用するタブレット等の端末の整備については、県立高校に対する国の支援がない中、多額の財源が必要となることから、保護者負担により整備を進めています。<br>保護者の方々には一定の負担が生じることとなるため、県として、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な場合に備え、貸出用の端末を公費で整備しています。<br>加えて、県では、保護者負担軽減の観点から、端末の共同購入サイトを構築し、希望する学校が共同で端末を調達することで、スケールメリットによる端末の購入価格の軽減に努めています。 | D    |
| 18 | 第4章 | 基本方針3<br>ICT活用環境の整備             | ②個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底 | 下線を追加<br>・ <u>県教育委員会として、個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の危機管理・リスク管理の徹底</u><br>(※理由：教職員対象の研修等の他に、県教育委員会として、個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の危機管理・リスク管理の徹底を行うことが必要。)                             | 1   | 県教育委員会の計画として、基本方針3②「個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底」の施策を掲げています。また、危機管理及びリスク管理は、情報セキュリティ対策に含んでいます。   | B    |

| 番号 | 大項目 | 中項目                           | 小項目                                      | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方  | 反映状況 |
|----|-----|-------------------------------|--|---|-----|--|------|
| 19 | 第4章 | 基本方針3<br>ICT活用環境の整備           | ②個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底<br>③教育データの利活用の推進 | 情報セキュリティについては、サイバー攻撃等に耐える強固なものをしっかり予算をつけて対応してください。それでも、昨今の教育機関や行政機関、企業等へのサイバー攻撃の一連の報道を見ていると、情報セキュリティには限界があるのだと感じています。だからこそ、扱う個人情報等は厳しい精査と限定が必要だと思います。   | 1   | 県が保有する情報資産を様々な脅威から保護するため、職員への十分な教育及び啓発などの人的な対策や職員のパソコン等の機器類の管理についての物理的な対策、標的型攻撃などのサイバー攻撃を含む不正アクセスへの対策等の技術的な対策などを総合的に実施しています。引き続き、「個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。   | C    |
| 20 | 第4章 | 基本方針4<br>ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進 | ②校務の改善                                   | 下線を追加<br>県立学校において、クラウドサービスやペーパーレス支援ソフト、校務支援に係る各種システムの活用による事務の効率化を進め、校務に係る教職員の負担軽減を図ります。その際、教職員にとって最も大切なチームワーク・協働性が損なわれることのないよう、学校の特性に留意した適切な運用を行うことが重要です。<br>(※理由：ペーパーレス化などによって、教職員への周知や共通理解などに支障が生じ、教育にとって重要なチームワーク・協働性が損なわれるようなことがないように、学校の特性に留意した適切な運用を行う必要がある。)               | 1   | 本県では、「学校における働き方改革基本方針」（埼玉県教育委員会・令和4年4月改定）を踏まえ、教職員の負担軽減を図るために、ペーパーレス支援ソフトなどを学校の特性を踏まえて有効活用することとしております。いただきましたご意見については、「校務の改善」を実施する中で、参考にさせていただきます。  | C    |
| 21 | 第4章 | 基本方針4<br>ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進 | ②校務の改善                                   | 教育委員会や県立学校に導入されているペーパーレス支援ソフトは、テキスト読み上げに対応しておらず、視覚障害職員のアクセシビリティへの配慮がない。   | 1   | ペーパーレス支援ソフトの活用は事務を効率化し、校務の改善を図る有効なツールの一つであると考えています。視覚障害職員の方にとっても利用しやすい環境を提供するために、引き続き、「校務の改善」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。   | C    |
| 22 | 第4章 | 基本方針4<br>ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進 | ②校務の改善                                   | 特別支援学校の校務支援システムの導入と運用には、その内容や取り扱いが慎重に、そして十分に協議とカスタマイズがされた上で導入・運用されるようにしてください。というのも、これまでの埼玉の特別支援教育は、教員が集団で子どもたちの実態を把握し、ひとりひとりの子どもにあった教育内容や方法を検討・実施し、集団で子どもたちの育ちを評価してきました。校務支援システムで「効率的」につくる指導計画や評価・通知表等は、複数の目で様々な角度で子どもたちを見て実態把握してきた特別支援教育の神髄を破壊しかねないものです。ぜひ、十分な時間と手間をかけて検討してください。 | 1   | 各計画や通知表の評価等の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障害の状況や発達段階、生活年齢等を踏まえ、学習グループを指導する教職員の共通理解を図ることが重要であることには変わりありません。加えて、クラウドサービスやペーパーレス支援ソフト、校務支援に係る各種システムの活用による事務の効率化を進め、校務に係る教職員の負担軽減を図ることは重要と考えております。いただいた御意見については「校務の改善」を実施する中で参考にさせていただきます。 | C    |

| 番号 | 大項目 | 中項目                           | 小項目  | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方  | 反映状況 |
|----|-----|-------------------------------|------|---|-----|--|------|
| 23 | 第5章 | 基本方針4<br>ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進 | (指標) | <p>下線を挿入し、指標の内容を変更<br/>教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用し、負担軽減が実感できる教員の割合（全校種計）<br/>（※理由：校務DXの推進の目的は、教職員の負担軽減である。したがって、その指標は、「負担軽減が実感できる」教員の割合でなければならない。このまま「ICTを活用できる教員の割合」の指標では、ICTの活用自体が目的化されてしまい、負担軽減のためという目的が形骸化され、逆に負担が増大する危険性がある。）</p>   | 1   | ICTの活用によって、事務作業を効率化し、校務の改善を図るためには、その前提として、教員が、教材研究・指導の準備・評価・校務などにおいてICTを活用できることが必要であると考え、このような指標設定としています。なお、この指標は、文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を活用しています。   | D    |
| 24 | 全体  |                               |      | <p>以下、下線部を基本原則として運用し、計画の中に盛り込むこと。<br/>○ICT教育の推進が目的化することなく、あくまでも目的は、学校の教育力を高めるものであり、児童・生徒の学力を高めるためであって、ICT教育の推進によって児童生徒の学力を低下させてはならないこと。<br/>（※理由：専門家の意見や世界の動向を踏まえる必要があるため。）</p> <p>○教職員の働き方について、「多忙化」解消・負担軽減に最大限努めるものであること。<br/>（※理由：今、教職員にとって「多忙化」解消は、喫緊の課題であり、ICT教育や校務DXの推進によって、新たな負担が生じるとともに、学校の教育力の低下をもたらすことになるから。）</p> <p>○情報化を推進するための研修は、強制であってはならず、教職員の自主性・自発性を原則とすること。<br/>（※理由：教員の研修に関する原則として、計画の中にも位置付ける必要がある。でなければ、この原則が蔑ろにされ、研修の必要のない教員にも研修の強制が生じ、深刻な多忙化に拍車をかける危険性がある。）</p> <p>○学校における「校務のDX化」については、一般行政とは異なり、資料のペーパーレス化や会議のオンライン化は、学校の教育力や教職員にとって最も大切なチームワーク・協働性が損なわれる危険性もあることから、教育の特性を踏まえたものとする。<br/>（※理由：学校における「校務DX」の推進にあたっては、一般行政とは異なり、教育の特性を踏まえたものでなければならない。このことを、計画に位置付けることが必要である。）</p> <p>○ICT教育の推進にかかわっては、教員の専門性を保障し、画一的な押し付けにならないよう運用すること。<br/>（※理由：ICTの活用を推進するあまり、授業やその他の指導法が画一化される危険性があることから、教員の専門性を保障することの徹底が必要である。）</p> | 1   | <p>埼玉県学校教育情報化推進計画を通じ、4つの基本方針の下で、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指し、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進していきます。加えて、国、都道府県、市町村、学校が役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要と認識し、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことで、社会全体で本計画を推進していきます。</p> <p>いただいた御意見については計画を推進していく中で参考にさせていただきます。</p> | C    |



| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 御意見の内容  | 意見数 | 県の考え方   | 反映状況 |
|----|-----|-----|-----|---|-----|---|------|
| 25 | 全体  |     |     | <p>学校教育の情報化の推進に関する負の側面が軽視されている。下記の通りデメリットに触れた部分は全部で10行にも満たない。<br/>推進計画でデメリットについて言及するのは難しいのかもしれないが、そういったものもしっかりと把握したうえで計画を立てないと、未来への責任を果たすことはできない。</p> <p>9ページ<br/>学校における児童生徒の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向けては、「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき、安全の徹底を図っていますが、クラウドサービスの活用が前提となる中、新たなセキュリティ対策が求められています。</p> <p>20ページ<br/>④ 健康面への配慮<br/>姿勢悪化や視力低下などの健康面はもとより、ネット・ゲーム依存などに留意した端末等の利用について啓発・指導を行います。<br/>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文部科学省作成の目の健康を守るための啓発資料の活用推進</li> <li>● 専門家が作成したネット・ゲーム依存の理解と対応の仕方に関する動画教材の活用推進</li> </ul> <p>デジタル機器の使用時間と正答率の低下に関する報道もあるが、そのような結果には一切触れられていない。</p> | 1   | <p>埼玉県学校教育情報化推進計画を通じ、4つの基本方針の下で、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指し、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進していきます。加えて、国、都道府県、市町村、学校が役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要と認識し、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことで、社会全体で本計画を推進していきます。<br/>いただいた御意見については計画を推進していく中で参考にさせていただきます。</p> | C    |
| 26 | 全体  |     |     | <p>教育DXは大企業の利権の為の政策は明らか。子どもの為では全くない。<br/>ICT教育で学力は上がるどころか下がることはすでに国連の調査その他で証明済みです。<br/>教育と子どもを利用して大企業利権の追求に文科省、経産省はじめ政府が協力する様は醜いばかりです。<br/>この悪質悪徳な政策はやって反対いけません。少なくとも子どもには悪影響しかありません。絶対にやってはならない政策です。</p>   | 1   | 御意見として承りました。  | E    |
| 27 | 全体  |     |     | <p>拙速な推進に反対します。<br/>丁寧に職員の合意を得て進めるようにしてください。<br/>理解が進まないうちに現場に下ろすだけでは職場に根つきません。</p> <p>ICT教育の推進によって児童、生徒の学力を低下の無いようにしてください。</p> <p>ICTの活用自体が目的化されることなく、授業や指導法が画一化されないようにしてください。</p> <p>ICT専門の職員を各学校に配置してください。現場の学校任せにしないでください。</p>  | 1   | <p>御意見として承りました。<br/>埼玉県学校教育情報化推進計画を通じ、4つの基本方針の下で、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指し、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進していきます。加えて、国、都道府県、市町村、学校が役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要と認識し、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことで、社会全体で本計画を推進していきます。</p>                          | E    |

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 御意見の内容   | 意見数 | 県の考え方  | 反映状況 |
|----|-----|-----|-----|--|-----|--|------|
| 28 | 全体  |     |     | <p>高校教員です。ICT化で生徒の学力が低下するようなことがあってはいけません。スウェーデンをはじめ、他国ではICT教育を見直す動きがあります。ICT化で連絡がc-learningで行われ、勤務時間外にスマホでいくつも届きます。生徒の出欠連絡の確認を含め、朝の勤務時間開始の5分前からパソコンを開いても間に合いません。負担軽減になっていません。この推進計画の策定は努力義務のはずです。まだ策定する必要はありません。拙速な策定はしないでください。</p>  | 1   | 御意見として承りました。   | E    |
| 29 | 全体  |     |     | <p>計画作成にあたり、全体として、以下の視点を盛り込んでいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育の質的低下につながる恐れ <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校教育情報化推進」の名の下で、教育本来の姿が失われて、教育の質的低下につながる危険がある。教職員集団と子ども集団の豊かな関わりのなかでこそ、一人ひとりの子どもたちが成長・発達する。教育を進める根底は、大人との信頼関係が基礎。教員と子どもたちの人間的な関わりとそれに基づく信頼関係こそが大切にされなければならない。この点が軽視される恐れがある。</li> <li>・特別支援教育において、教育内容や評価、日々の子どもの指導は、教職員集団の丁寧な話し合いや共通理解、多様な視点からの子どもを捉え検討し合うことを通して深まる。教育本来の姿を軽視してしまうと、「システム」に頼ることにつながり、結果として教職員集団の専門的力量的低下につながる恐れがある。</li> <li>・子どもにあわせた教育ではなく、「システム」にあわせた教育になる恐れがある。</li> </ul> </li> <li>2. 子どもの健康問題についての配慮が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの視力や姿勢等への悪影響がある。</li> <li>・子どもたちの精神的障害への配慮。とりわけ自閉的障害の子どもたちは、障害特性ゆえに「中毒」に陥りやすい。</li> </ul> </li> <li>3. 「推進」が民間企業を介して行われることで、教育行政の公的責任が曖昧になる恐れ <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実に進んでいる特別支援教育分野の様々なシステムは、それを進めるに当って「業者任せ」になっている傾向がある。教育の特性を踏まえるべき。</li> </ul> </li> <li>4. 情報管理やセキュリティー、目的外利用についての対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膨大な個人情報が民間業者に流れることの危険。その対策が不十分。</li> <li>・すでに情報漏洩が社会問題化。そのことへの対策が不十分。</li> <li>・教育産業の営利事業につながる恐れ。目的外利用はあってはならない。</li> </ul> </li> <li>5. 教職員の多忙化解消につながるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は新たな負担と多忙を生み出している。</li> <li>・専門職員の配置や、そもそもの教職員増などの条件整備こそが求められている。</li> <li>・多忙化が解消されない中での「推進」は、教育の形式化につながる恐れがある。</li> </ul> </li> </ol> | 1   | <p>埼玉県学校教育情報化推進計画を通じ、4つの基本方針の下で、予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指し、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進していきます。加えて、国、都道府県、市町村、学校が役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要と認識し、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことで、社会全体で本計画を推進していきます。いただいた御意見については計画を推進していく中で参考にさせていただきます。</p> | C    |